

スポンサー選定に関する規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2019年5月28日

<文管 2-31>

第1章 <総則>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）への協賛金等、本協会へのスポンサードに関するの基準等について定めたものであり、よって、本協会の公益社団法人としての社会的信用の保持ならびにスポンサー企業または個人との相互利益確保とトラブル回避を目的とする。

(適用範囲)

- 第2条. 本規程の適用範囲は、本協会ならびに本協会加盟団体とする。

(定義)

- 第3条. 本規程における「年間」の定義は本協会及び加盟団体の定める年度が開始される月の最初の日から決算月の最後の日までとする。
2. 大会パンフレット等への広告協賛で1件10万円以下については本規程の適用外とする。
 3. 個人及び法人よりの寄付（無償で提供される金銭・物品・サービスなど）については本規程の適用外とする。
 4. 上部団体等よりの補助金については本規程の適用外とする。

第2章 <個人協賛>

(資格)

- 第4条. 本協会の定める「入会審査規程」の第4条に該当する個人とする。

(金額)

- 第5条. 年間1,000万円を上限とする。
2. 特定の個人について、本協会の理事会決議で承認される場合には、協賛金の上限を解除することができる。

(現金以外の協賛)

- 第6条. 会場の無償貸し出しやビリヤード用具他物品やサービスの提供で、年間2,000万円相当を上限とする。
2. 特定の個人について、本協会の理事会決議で承認される場合には、上限を解除することができる。

(契約書)

- 第7条. 協賛を受けるにあたり、相手先と都度契約書を交わさなければならない。
2. 一定期間にわたり複数回協賛を受ける場合には、その期間を明示した契

約書で可とする。ただし、本協会の複数年度にまたがる期間での契約締結の場合は、当協会の年度毎の上限金額について第5条及び第6条に従うものとする。

3. 現金にて協賛の場合で1契約につき合計金額が50万円未満の場合には覚書締結でも可とする。
4. 現金以外での協賛の場合には覚書締結でも可とする。
5. 契約書及び覚書には相手先の権利及び本協会が禁止する事項を明記しなければならない。
6. 契約書及び覚書の保管は協賛が実施された最後の日から10年間とする。

(反社会的勢力排除に関する誓約書)

- 第8条. 本協会は協賛する個人に「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を義務付け、受領した誓約書を本協会事務局にて保管管理する。ただし、**第3条2項に適用する場合には提出の義務はない。**
2. 「反社会的勢力排除に関する誓約書」は5年間有効とし、5年経過後に協賛を受ける場合には再提出を要請する。

(その他)

- 第9条. 協賛金は本協会の銀行口座への振込み入金にて受領するものとし、現金での直接授受は禁止する。

第3章 <法人協賛>

(資格)

- 第10条. 上場企業が望ましいが、健全な経営が確認できれば上場非上場については問わない。
2. 以下に定める業種または事業者を除外する。
 - (1) 主たる業務が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種。
 - (2) 風俗営業類似の業種。
 - (3) 消費者金融業。
 - (4) ギャンブルにかかる業種。
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者。
 - (6) 政治団体。
 - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者。
 - (8) 各種法令に違反している事業者。
 - (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者。
 - (10) その他、上記以外の業種や事業者においても、社会問題を起こし

ているもの。

3. 日本国外企業の場合（日本法人がない場合）については、都度、本協会理事会にてその可否について審議するものとする。

（金額）

- 第 11 条. 1 法人あたり年間 1 億円を上限とする。
2. 特定の法人について、本協会の理事会決議で承認される場合には、協賛金の上限を解除することができる。

（現金以外の協賛）

- 第 12 条. 会場の無償貸し出しやビリヤード用具他物品やサービスの提供については特に時価総額での制限は設けない。

（契約書）

- 第 13 条. 協賛を受けるにあたり、相手先と都度契約書を交わさなければならない。
2. 一定期間にわたり複数回協賛を受ける場合には、その期間を明示した契約書で可とする。ただし、本協会の複数年度にまたがる期間での契約締結の場合は、本協会の年度毎の上限金額について第 11 条に従うものとする。
 3. 1 契約につき合計金額が 100 万円未満の場合には覚書締結でも可とする。
 4. 現金以外での協賛の場合で時価総額が 500 万円未満の場合には覚書締結でも可とする。
 5. 契約書及び覚書には相手先の権利及び本協会が禁止する事項を明記しなければならない。
 6. 契約書及び覚書の保管は協賛が実施された最後の日から 10 年間とする。

（反社会的勢力排除に関する誓約書）

- 第 14 条. 本協会は協賛する法人に「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を義務付け、受領した誓約書を本協会事務局にて保管管理する。ただし、第 3 条 2 項に適用する場合には提出の義務はない。
2. 上場企業は「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を不要とする。
 3. 「反社会的勢力排除に関する誓約書」は 7 年間有効とし、7 年経過後に協賛を受ける場合には再提出を要請する。

（その他）

- 第 15 条. 協賛金は本協会の銀行口座への振込み入金にて受領するものとし、現金での直接授受は禁止する。

第4章 <加盟団体個別の対応について>

(加盟団体の義務)

第16条. 加盟団体個別の折衝にて協賛先が決定した場合には下記の対応をしなければならない。但し、協賛先は、本規程第4条及び第10条の条件を満たさなければならない。

- (1) 1 相手先につき年間 100 万円未満または 100 万円未満相当の物品やサービスの協賛の場合。
 - ① 本協会理事会への報告。ただし、事後でも可とする。
 - ② 協賛があった日より 1 ヶ月以内に契約書または覚書のコピーを本協会へ提出する。
- (2) 1 相手先につき年間 100 万円以上 1,000 万円未満または 100 万円以上 1,000 万円未満相当の物品やサービスの協賛の場合。
 - ① 事前に本協会理事会へ上申し、その承認を得ること。但し、理事会上申が間に合わない場合には本協会理事長の許可でも可とする。理事長は直近の理事会にてその旨報告しなければならない。
 - ② 締結予定の契約書を本協会理事会に提出し、その承認を得ること。但し、理事会上申が間に合わない場合には本協会理事長の許可でも可とする。理事長は直近の理事会にてその内容を報告しなければならない。
 - ③ 契約締結後、速やかに契約書のコピーを本協会へ提出すること。
- (3) 1 相手先につき年間 1,000 万円以上または 1,000 万円以上相当の物品やサービスの協賛の場合。
 - ① 話があった時点で速やかに本協会理事会への報告し、相手先法人との今後の個別折衝についての許可について承認を得ること。但し、理事会上申が間に合わない場合には本協会理事長と副理事長 2 名の許可でも可とする。理事長は直近の理事会にてその旨報告しなければならない。
 - ② 締結予定の契約書を本協会理事会に提出し、その承認を得ること。但し、理事会上申が間に合わない場合には本協会理事長と副理事長 2 名の許可でも可とする。理事長は直近の理事会にて契約書の内容を報告しなければならない。
 - ③ 契約締結後、速やかに契約書のコピーを本協会へ提出すること。
- (4) 協賛金及び物品またはサービス等について一つの協賛先から協賛を受ける場合、次の 3 パターンについては契約書及び覚書の締結を必須としない。また本協会への報告義務は無いものとする。ただ

し協賛決定までの交渉記録（メールでの交渉記録を含む）等について各加盟団体で3年間以上保管しなければならない。

- ① 1回の協賛金が10万円以下で年間20万円以下の場合。
 - ② 物品またはサービス等の協賛について1回の時価総額が20万円以下で年間30万円以下場合
 - ③ 1回の協賛金が10万円以下のものと物品またはサービス等の協賛について1回の時価総額が20万円以下の協賛が混合する協賛の場合においては、年間総額が40万円以下の場合。
ただしそれぞれが前記①と②上限を超えてはならない。
- (5) 相手先と何らかのトラブルが発生した場合には速やかに本協会理事長に報告するとともに、本協会理事会にてその詳細について報告すること。
6. 契約書及び覚書の原本は加盟団体事務局にて協賛が実施された最後の日から10年間保管しなければならない。

(反社会的勢力排除に関する誓約書)

- 第17条. 加盟団体は協賛する法人に本協会の定める「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を義務付ける。
提出された「反社会的勢力排除に関する誓約書」の原本は速やかに本協会宛提出するとともに、コピーを加盟団体事務局にて保管する。
2. 上場企業は「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を不要とする。
 3. 「反社会的勢力排除に関する誓約書」は7年間有効とし、7年経過後に再度協賛を受ける場合には再提出を要請する。

(その他)

- 第18条. 協賛金は加盟団体の銀行口座への振込み入金にて受領するものとし、現金での直接授受は禁止する。
2. 加盟団体個別の折衝にて決定した協賛金及び物品やサービスでの協賛の時価総額は、本協会への協賛に関わる第5条、第6条及び第11条に対してその計算の対象とならない。

第4章 <附則>

(改廃)

- 第19条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

- 第20条. 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

